

令和7年6月2日
第49回基本計画策定・推進専門委員等会議

資料2－1

国土交通省説明資料

犯罪被害者等の公営住宅への入居について

犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、犯罪被害者等の公営住宅への入居の取扱いについて、積極的に検討すること等を要請する通知を発出するとともに、その通知の内容について、全国の自治体に対して定期的に周知を行っている。

【犯罪被害者等の公営住宅への入居について（平成17年12月26日国住総第137号 住宅局長通知）】
（令和5年3月24日国住備第400号 住宅局長改正通知）

（通知の概要）

- 公営住宅の本来の入居対象者である場合は、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、**事業主体の判断により優先入居が可能**であるため、犯罪被害者等基本法第16条の趣旨を踏まえ、**積極的に検討**すること。
- 犯罪被害者等の置かれている状況に鑑み、**保証人の確保を求めない**など配慮すること。
- 公営住宅の本来の入居対象者でない場合は、本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金適正化法第22条の規定に基づく承認を得た上で、公営住宅を**目的外使用することが可能**であること。
- 二次的被害の防止等の観点から、従前の居住地とは異なる市町村に存する公営住宅へ入居する場合が想定されるため、入居者資格における居住地要件の緩和に配慮するとともに、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む事業主体相互間における緊密な連携に努めること。そのため、**都道府県は管内市町村及び他都道府県と緊密な連携を取りつつ、犯罪被害者等からの居住の安定確保への要望に適切に対応すること。**
- 優先入居及び目的外使用の実施に当たり、**各都道府県警察及び検察当局等関係機関との緊密な連携を図り、犯罪被害者等の支援のために適切な対応を図ること。**特に**被害直後等の犯罪被害者等への情報提供については、関係機関の協力を得つつ、積極的に対応すること。**

（今後の取組）

- 犯罪被害者等の公営住宅への入居に関する二ーズを踏まえ、各事業主体における**犯罪被害者等の公営住宅への入居に関する取組を調査し、好事例を事業主体向けの会議等の場で周知**することによって、犯罪被害者等の公営住宅への入居の全国的な促進を図る。